

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

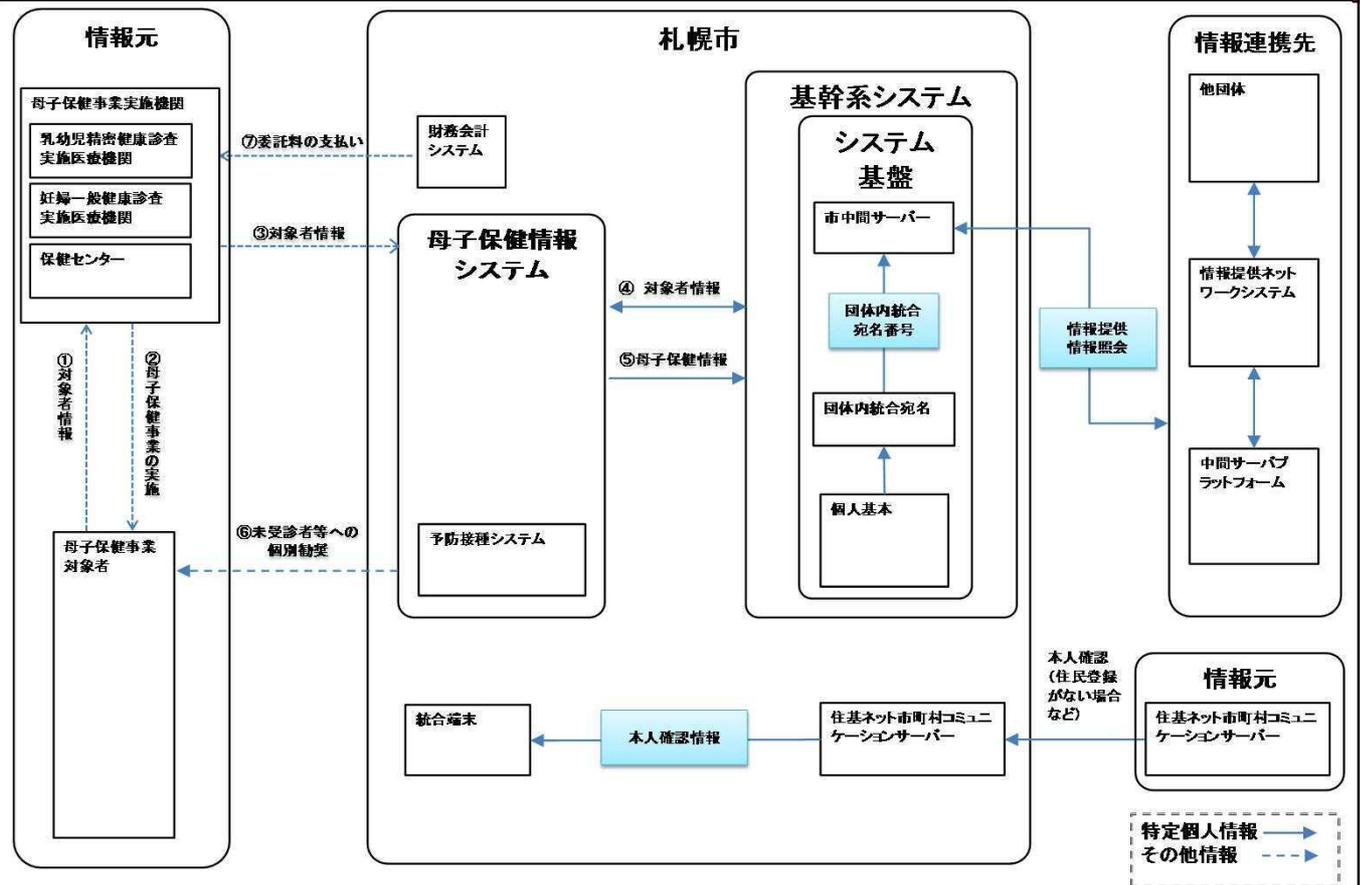
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(個人基本)、母子保健情報システム、システム基盤(市中間サーバー))</p>
システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(団体内統合宛名・市中間サーバー)、母子保健情報システム)</p>

システム4	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上に向けた分析・評価の実施に資することとなるとともに、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図ることができる。
②実現が期待されるメリット	各種母子保健事業の実施状況の適正な管理により、適切な個別勧奨が可能となる等、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上につながるものと期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局健康企画課
②所属長の役職名	地域保健・母子保健担当課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

<各種母子保健事業の実施に関する事務>

- ① 本人確認のうえ、氏名・生年月日・住所等の個人情報を取得する(個人番号は含まない)。
- ② 乳幼児精密健康診査実施医療機関、妊婦一般健康診査実施医療機関もしくは各区保健センターは、対象者を確認の上、各種母子保健事業を実施する。
- ③ ①の対象者情報及び実施した母子保健事業の内容や実施部等の母子保健情報を送付する。
- ④ 対象者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を取る等して個人を特定し、個人番号の紐づけを行う。
- ⑤ 母子保健情報(副本)をシステム基盤に登録する。
- ⑥ 各種母子保健事業の対象者に個別勧奨を行う。
- ⑦ 乳幼児精密健康診査実施医療機関及び妊婦一般健康診査実施医療機関へ委託料を支払う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が母子保健法に基づき実施する各種母子保健事業の実施対象者
その必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上に向けた分析・評価の実施に資することとなるとともに、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図ることができる。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (母子保健関係情報)
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 母子保健関係情報: 母子保健事業の実施状況の管理及び勧奨を適切に行うため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和2年4月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="radio"/> 評価実施機関内の他部署（札幌市まちづくり政策局地域振興部戸籍住民課） <input type="radio"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（） <input type="radio"/> 民間事業者（） <input type="radio"/> その他（）	
②入手方法	<input checked="" type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 電子メール <input type="radio"/> 専用線 <input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> その他（）	
③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・母子保健関係情報: 随時(各種母子保健事業実施時点)	
④入手に係る妥当性	・母子保健事業の実施状況の管理を適正に行うために、各種母子保健事業の実施に係る情報収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表第一の49の項に該当しており、番号法及び母子保健関係法令により明示されている。	
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と適正な母子保健事業を実施するため。	
	変更の妥当性 -	
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局保健所健康企画課及び各区役所保健福祉部健康・子ども課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 各種母子保健事業対象者管理に関する事務 ・各種母子保健事業実施機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、母子保健事業の実施状況等を管理する。 ・各種母子保健事業の実施率・受診率等の統計を作成する。 2 母子保健事業の勧奨等、実施率・受診率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、各種母子保健事業の勧奨等を実施する。
	情報の突合 ※	各種母子保健事業実施機関を経由して収集した対象者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	-
⑨使用開始日	令和2年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	母子保健情報システム保守業務
①委託内容	母子保健情報システム保守業務の円滑な運用を行うことを目的として、システムソフトウェア及びハードウェアの運用支援・障害対応を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性 母子保健情報システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (個人情報取扱いを許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項 業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><札幌市における措置> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに措置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 465 467 607"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="467 465 1520 607"> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 607 467 1070"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="467 607 1520 1070"> <p>1 本市に住民登録がある者 母子保健法等関係法令には文書の保存期間は定められていない。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであり、対象者に関する連続的なデータは、以降の健診の実施及び保健指導に必須の情報である。また乳幼児期・成人期のデータの蓄積は健康施策の企画や評価に有用である。 以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記2に該当するまでは保管する。 2 転出・死亡した者 本システムは予防接種台帳システムとサーバーのデータベースを共有することから、転出・死亡してから、予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 3 本市において住民登録はないが居住する者 予防接種事務・母子保健事務のいずれかの事務の最後のデータ登録・更新から予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>1 本市に住民登録がある者 母子保健法等関係法令には文書の保存期間は定められていない。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであり、対象者に関する連続的なデータは、以降の健診の実施及び保健指導に必須の情報である。また乳幼児期・成人期のデータの蓄積は健康施策の企画や評価に有用である。 以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記2に該当するまでは保管する。 2 転出・死亡した者 本システムは予防接種台帳システムとサーバーのデータベースを共有することから、転出・死亡してから、予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 3 本市において住民登録はないが居住する者 予防接種事務・母子保健事務のいずれかの事務の最後のデータ登録・更新から予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p>
<p>期間</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>1 本市に住民登録がある者 母子保健法等関係法令には文書の保存期間は定められていない。妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の健康診査は同一人に対して長期にわたり複数回実施するものであり、対象者に関する連続的なデータは、以降の健診の実施及び保健指導に必須の情報である。また乳幼児期・成人期のデータの蓄積は健康施策の企画や評価に有用である。 以上の理由により、同システムのサーバーのデータベース内にある特定個人情報ファイルは、下記2に該当するまでは保管する。 2 転出・死亡した者 本システムは予防接種台帳システムとサーバーのデータベースを共有することから、転出・死亡してから、予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 3 本市において住民登録はないが居住する者 予防接種事務・母子保健事務のいずれかの事務の最後のデータ登録・更新から予防接種事務における保存期間(20年程度)が経過した住民データについては、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p><札幌市における措置> 1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体から操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民基本台帳	個人番号	続柄4	行政区番号	住民異動日	
	整理番号	市町村番号	住登外区分	転入前住所	
	カナ氏名	町番号	外国人フラグ	転入前方書	
	漢字氏名	郵便番号	外国人本名カナ	集配局	
	生年月日	住所	外国人本名	世帯主カナ氏名	
	性別	番地	住民となった日	世帯主漢字氏名	
	世帯番号	枝番	住民でなくなった日	最新異動届出日	
	続柄1	小枝	最新異動区分	連携処理日	
	続柄2	方書	最新異動日		
	続柄3	取り消し区分	住民異動区分		
	乳幼児健康診査受診者情報	種別	登録日	実施日	受診区分
出生時体重		出生時身長	出生時胸囲	出生時頭囲	
アンケート記入者		健診同伴者	出生順位	保育園・保育園の通園の有無	
保育園・幼稚園名称		同居家族	妊娠・出生の状況	母の病気	
既往歴・治療中		現在の状況	体重	身長	
胸囲		頭囲	アンケート実施状況	相談事項	
診察・所見		相談判定	個別指導の内容	今後の対応	
ささやき声テスト結果		萌出歯数	う歯数	う蝕り患型	
清掃状況		軟組織の異常	歯科関連結果	耳に関するアンケート回答内容	
視聴覚アンケート結果		心理相談日	主訴	主訴内容	
子どもの様子(保護者からの情報)		子どもの様子(観察)	母親の様子	アセスメント結果	
結果・処遇					
母子訪問指導票情報		訪問日	訪問指導区分	被指導者情報	
		<妊婦・産婦情報>			
	分娩予定日	妊娠状況	既往歴・内容	不妊治療歴	
	自然流産回数	分娩回数	早産歴	死産歴	
	低体重出産歴	月経周期	BBT測定経験	妊娠週数	
	血圧	浮腫	尿蛋白	尿糖	
	乳頭	静脈瘤	睡眠	食欲	
	喫煙の有無	喫煙本数	飲酒	飲酒量	
	服薬・内容	心身の状態	妊婦身長	妊婦体重	
	BMI	非妊時体重	非妊時BMI	訪問時相談事項	
	訪問時指導事項	避妊方法その他	再訪問の要否	経過観察の要否	
	医療機関治療・経過観察区分	育児の負担感	特記事項	支援の継続の必要性・その理由	
	事後処理区分	医療機関受診勧奨・紹介	居住地報告・内容	備考	
	育児支援チェックリスト	エジンバラ産後うつ病質問票	赤ちゃんへの気持ち質問票		
	<新生児情報情報>				
	出生時身長	出生時胸囲	出生時頭囲	退院時体重	
	退院時日齢	退院時条項	1か月児健診の状況	出生時仮死の有無	
	APS(アプガー指数)	その他の異常およびその状況	黄疸	保育器収容日数	
	酸素療法日数	新生児聴覚検査(方法・検査日・結果)	入院中の状況その他	退院後状況	
	育児の協力者	1か月健診の状況	訪問時日齢	訪問時体重	
	訪問時胸囲	訪問時頭囲	排便の頻度	便の状態	
	血色	黄疸	哺乳力	嘔吐	
	膀胱	開排制限	四肢運動	機嫌	
	湿疹	栄養	1日授乳回数	母乳	
	人口乳量	その他	訪問時相談事項	指導事項	
	再訪の要否	経観の要否	再訪問日	再訪問時日齢	
	目的	状況	指導	医療機関治療・経観区分	
	育児の負担感	特記事項			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
母子保健情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、その他の住民基本台帳関係情報は、当市の住基システムよりシステム基盤（個人基本）を経由して取得する方法（システム基盤（個人基本）に反映されない場合は専用端末等による個別確認）によるため、住民またはかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。 ・乳幼児精密健康診査の実施については、当市より受診券を発行した上で、受診対象者（保護者）の意志で精密健康診査実施医療機関で精密健康診査を実施し、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・母子保健法による妊娠届出および母子健康手帳交付に関する事務等について、窓口で個人番号を含む届出書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）、その他の住民基本台帳関係情報は、庁内ネットワーク及びシステム基盤（個人基本）を通じて入手又は権限が認められた職員が専用端末から個別に確認する方法に限定することで、不適切な方法により個人番号が入手されることのないよう、安全を担保している。 ・本市に住民登録がある者及び住民登録がない居住者から入手する母子保健情報は、利用目的を明示した上で入手する。 						
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児精密健康診査の実施については、精密健康診査実施医療機関において、健康保険証等身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 ・母子保健法による妊娠届出および母子健康手帳交付に関する事務等について、窓口で個人番号を含む届出書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を行う。 						
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記にて入手した基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）に基づき、システム基盤（個人基本）との連携により、個人番号を入手する。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 上記のとおり、入手の各段階で、本人確認のもと、個人情報の正確性を確保する。 2 収集した情報に基づいて、システム基盤（個人基本）との連携により、個人番号を入手することで、正確性を確保する。						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><母子保健情報システムにおける措置></p> <p>1 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。</p> <p>2 入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、システム基盤(個人基本)との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、外部委託業者には個人番号の表示権限を与えないこととするので、外部に漏れることはない。</p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤(個人基本)における措置></p> <p>システム基盤(個人基本)との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><システム外の措置></p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	1 母子保健情報システムは、当該事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとする。 2 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 発効管理 ・認証サーバーにおいて、職員ごとに、必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行うこととする。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき、業務主管部門の指示のもと、システム担当者が速やかに失効手続きを行うこととする。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録する。
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう業務主管部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、業務主管部門にて制御する。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に本来の目的以外の用途で使用するのな いよう、注意喚起を行う。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 2 セキュリティ実施手順に業務主管部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとす る。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録する。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	サーバー室への入退室は従業者に配布するICカードにより制限し、不正な侵入を防止する。また、端末機の操作者ごとにアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・システムの改修・保守作業を行う際は、事前に携わる作業要員の氏名及び所属を記載した作業報告を提出する。 ・システム操作記録として、いつ、どの操作者が、誰の情報を参照・更新したかアクセスログを記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止する。委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記する。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させる。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させる。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） **[○] 提供・移転しない**

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-----------------	------------------------------	--

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="padding-left: 10px;">具体的な方法</td> </tr> </table>		具体的な方法	
	具体的な方法		

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	------------------------------	----------------------------------

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="padding-left: 10px;">ルール内容及びルール遵守の確認方法</td> </tr> </table>		ルール内容及びルール遵守の確認方法	
	ルール内容及びルール遵守の確認方法		

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------	---

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------	---

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------	---

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバールームは、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室時の記録を残す。</p> <p>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	対象者に関する情報は、住基情報と定期的に同期するため、古い情報のまま保管されるリスクはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破碎等を行う。 2 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が順守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。</p>
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><札幌市における措置> 各種母子保健事業の実施に関する事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><札幌市における措置> 1 サーバールームは、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入退室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	母子保健情報ファイル
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年9月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市公報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和元年11月11日～令和元年12月11日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

